当該区域は、天敵がいないこと、周囲は対馬海流が分岐する海域であり、鳥類の餌となる魚類に恵まれていることから、オオミズナギドリ、カツオドリ等の水鳥の集団繁殖地となっている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種に指定され、南西諸島及び男女群島の森林のみに生息するアカヒゲを始め、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づく天然記念物に指定されているカラスバト等が生息している。

このように、当該区域は主に多様な鳥類の集団繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するこれらの鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　専門家の同行の下、鳥類の生息状況調査及び巡視を行い、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ロ　関係機関等との連携を図り、鳥類の繁殖地及び生息地としての適正な保全を図る。

○環境省告示第百二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　オオノ開發株式会社

ロ　住所　愛媛県松山市北梅本町甲百八十四番地

ハ　代表者の氏名　代表取締役　大野　照旺

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

愛媛県東温市河之内字大小屋乙六百二十八番三十七、字北引岩乙八百十五番六及び四十五並びに字仙道休乙八百五十七番三並びに八百五十八番二

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(5)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

五　申請年月日

平成二十五年十月八日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課及び高松事務所廃棄物・リサイクル対策課並びに愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び中予地方局健康福祉環境部環境保全課並びに東温市市民福祉部市民環境課並びに西条市生活環境部環境衛生課

○防衛省告示第二百十号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十五年十一月十四日から平成二十六年一月八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分五一秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三三度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三三度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十一号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十五年十一月十四日から平成二十六年一月八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒